

習志野市教育委員会第5回定例会

日時: 令和6年5月22日(水)13時30分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
※(1) 臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について)	(教育総務課) 7
(2) 令和6年度育英資金受給者の決定について	(学務課) 1
(3) 津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について	(学務課) 2
(4) 習志野市学びの多様化学校設置に向けた準備について	(指導課) 3
(5) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について	(社会教育課) 4
3 議決事項	
※議案第15号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について	(教育総務課) 8
※議案第16号 令和6年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について	(指導課) 9
※議案第17号 習志野市社会教育委員の委嘱について	(社会教育課) 10
※議案第18号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について	(中央公民館) 11
議案第19号 令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について	(学務課) 5
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和6年6月26日(水)午後1時30分	6
5 その他	

※は非公開の見込み

令和6年習志野市教育委員会第5回定例会 議題概要

【報告事項(1)並びに議案第15号ないし第18号については非公開の見込み】

報告事項(1)【非公開予定】

臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について)

・大久保小学校校舎改築工事(建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事)、第二中学校校舎改築工事(空気調和設備工事)、屋敷小学校校舎長寿命化改修工事(建築工事、機械設備工事)の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

報告事項(2)

令和6年度育英資金受給者の決定について

・習志野市育英資金受給者選考基準に基づく、令和6年度育英資金受給者決定について、報告するものです。

報告事項(3)

津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について

・津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について、報告するものです。

報告事項(4)

習志野市学びの多様化学校設置に向けた準備について

・習志野市学びの多様化学校設置に向けた準備について、報告するものです。

報告事項(5)

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

・放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について、報告するものです。

議案第15号【非公開予定】

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

・習志野市通学区域審議会条例第2条の規定により、委嘱するものです。

議案第16号【非公開予定】

令和6年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

・令和7年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものです。

議案第17号【非公開予定】

習志野市社会教育委員の委嘱について

・社会教育法第15条並びに習志野市社会教育委員の設置に関する条例第2条及び第3条の規定により、委嘱するものです。

議案第18号【非公開予定】

習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

・社会教育法第29条及び第30条並びに習志野市教育機関設置及び管理に関する条例第9条の規定により、委嘱するものです。

議案第19号

令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

・習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について、制定するものです。

報告事項(1)

臨時代理の報告について(工事請負契約の変更について)

大久保小学校校舎改築工事(建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事)、第二中学校校舎改築工事(空気調和設備工事)、屋敷小学校校舎長寿命化改修工事(建築工事、機械設備工事)の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年5月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

工事請負契約の変更について

1 工期延長^{※1}及び賃金等の急激な変動に対処するスライド協議による契約に基づく契約金額の変更

(税込み)

市議会 議決	相手方	工事名	変更前	変更後
令和4年 第3回 定例会	大日本土木株式会社 千葉営業所 ^{※2}	大久保小学校校舎改築工事(建築工事)	19億1,981万4,600円 (令和5年第3回定例会で当初契約金額「18億400万円」から変更)	19億2,902万1,600円 (920万7,000円 増)

※1 全国的な電線ケーブルの供給不足による電線ケーブルの納期の遅延に伴う工期延長(契約期間の末日を令和6年6月10日から同年7月19日に変更)

※2 令和6年4月1日付で「大日本土木株式会社 千葉支店」から名称変更

2 工期延長^{※1}による契約金額の変更

(税込み)

市議会 議決	相手方	工事名	変更前	変更後
令和4年 第3回 定例会	浦安電設株式会社	大久保小学校校舎改築工事(電気設備工事)	2億3,126万7,300円 (令和5年第3回定例会で当初契約金額「2億2,011万円」から変更)	2億3,210万円 (83万2,700円 増)
令和4年 第3回 定例会	株式会社 習志野工業	大久保小学校校舎改築工事(空調設備工事)	2億6,859万3,600円 (令和5年第3回定例会で当初契約金額「2億5,179万円」から変更)	2億6,961万円 (101万6,400円 増)

3 賃金等の急激な変動に対処するスライド協議による契約に基づく契約金額の変更

(税込み)

市議会 議決	相手方	工事名	変更前	変更後
令和4年 第4回 定例会	豊栄工業株式会社	第二中学校校舎改築工事(空調設備工事)	2億4,921万1,600円 (令和5年第3回定例会で当初契約金額「2億3,210万円」から変更)	2億5,572万5,800円 (651万4,200円 増)

4 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置^{※3}による契約金額の変更

(税込み)

市議会 議決	相手方	工事名	変更前	変更後
令和6年 第1回 定例会	株式会社 ナカムラ	屋敷小学校校舎長寿命化改修工事(建築工事)	7億9,371万1,600円	8億140万2,800円 (769万1,200円 増)
令和6年 第1回 定例会	株式会社 習志野工業	屋敷小学校校舎長寿命化改修工事(機械設備工事)	3億4,573万円	3億5,098万4,700円 (525万4,700円 増)

※3 国土交通省により、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たり令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価を適用したのものについて、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく請負代金額に変更するものとされた措置

報告事項（2）

令和6年度育英資金受給者の決定について

習志野市育英資金受給者選考基準に基づく、令和6年度育英資金受給者決定について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和6年度 育英資金受給者の決定について

1 目的及び給与額

資質があるにもかかわらず経済的な理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を給与し、もつて教育の機会均等に寄与すること。

給与額 月額 9,900円(年額118,800円) 生徒本人名義の口座へ毎月振込

2 選考について

(1) 募集人数

予算の範囲内(20人程度)に対して、令和6年4月1日(月)から4月12日(金)までの土日を除く期間において募集を行ったところ、23名(新規申請者:7名、継続申請者:16名)から申請があった。

(2) 選考基準

①「品行方正」について

出身校又は在学期からの「人物調書」や申請時の面接・作文等により、学習活動その他の生活全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来、良識のある社会人として活動できる見込みがある者とする。

②「学業成績優良」について

以下の(a)か(b)のどちらかで全教科を平均した値が、5段階評価で3.8以上とする。

申請時の学年	基準とする成績
高校1年生	(a)中学校3年時 特別支援学級は成績表
高校2年生	(a)中学校3年時 もしくは (b)高校1年時
高校3年生	(a)中学校3年時 もしくは (b)高校1年時または2年時

③「経済的理由により就学困難である者」について

千葉県奨学生予約募集の推薦基準に倣い判定する。

④「他から育英資金の給付を受けていない者」について

国、他の地方公共団体から育英資金の給付を受けていない者とする。ただし、千葉県の「奨学のための給付金」が支給される者については、この限りではない。

(3) 選考委員会(令和6年4月19日 開催)

① 選考委員会

学校教育部長・生涯学習部長・学校教育部参事・教育総務課長・指導課長
学務課長・保健体育安全課長・学務課管理主事

② 協議内容

- ・面接と作文を重視したこと。その結果、学業成績が優良であるとともに品行方正な生徒と、将来の夢を見据え、大学進学に向けて学業に励んでいる生徒がいること。
- ・申請者23名全員が基準を満たしていたため、受給の対象としたこと。
- ・面接や作文では減点対象となる生徒が少なく、全体的に誠実さが感じられたこと。

③ 選考結果

23名を受給者として承認した。

3 受給者について

令和6年度 育英資金受給者				
学年	人数	新規	継続	評定平均
3年生	10名	0名	10名	3.8
2年生	8名	2名	6名	3.9
1年生	5名	5名	—	4.2
合計	23名	7名	16名	

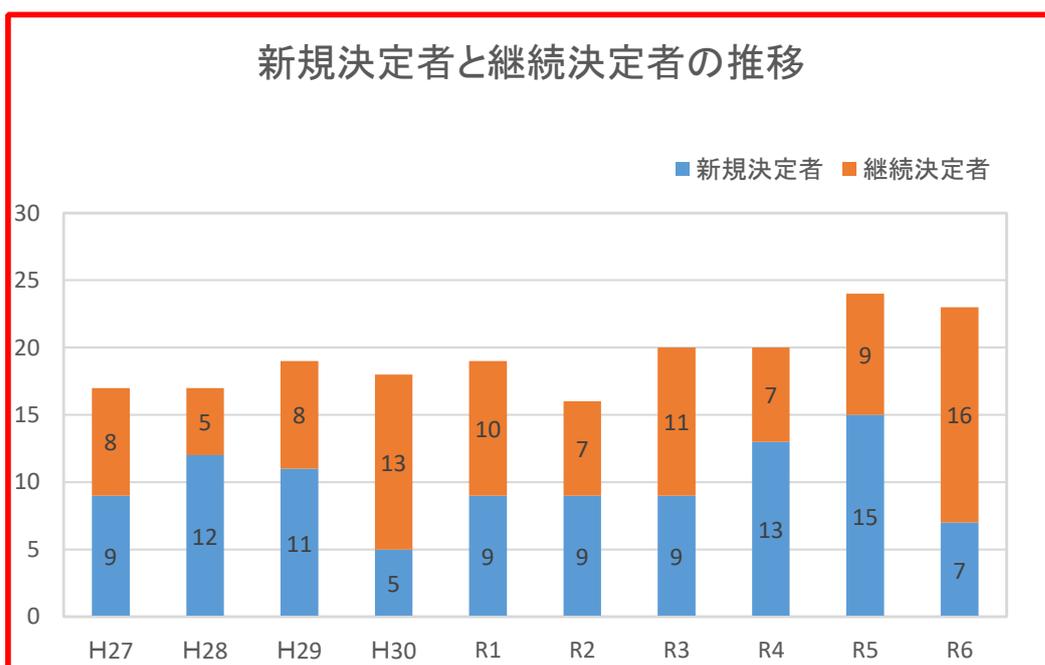
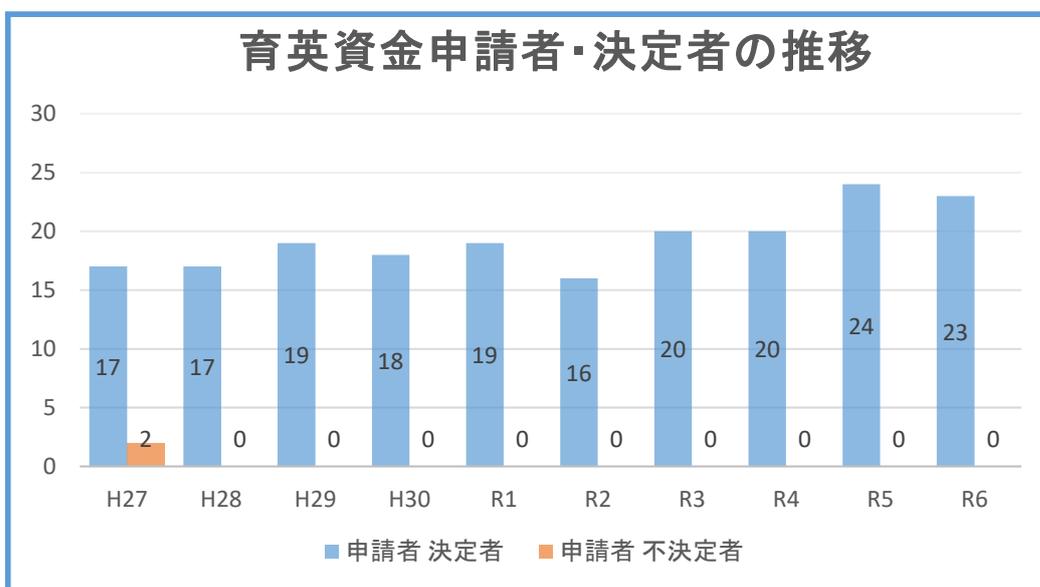
* 参考

令和5年度 育英資金受給者				
学年	人数	新規	継続	評定平均
3年生	3名	2名	1名	4.0
2年生	10名	2名	8名	3.9
1年生	11名	11名	—	4.3
合計	24名	15名	9名	

育英資金申請者・決定者の推移

(人)

年度	申請者			年度	決定者	
	決定者	不決定者	小計		新規決定者	継続決定者
H27	17	2	19	H27	9	8
H28	17	0	17	H28	12	5
H29	19	0	19	H29	11	8
H30	18	0	18	H30	5	13
R1	19	0	19	R1	9	10
R2	16	0	16	R2	9	7
R3	20	0	20	R3	9	11
R4	20	0	20	R4	13	7
R5	24	0	24	R5	15	9
R6	23	0	23	R6	7	16



報告事項(3)

津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について

津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数減少への対応について

1. 幼稚園の再編計画

本市では、社会経済情勢の変化や少子化の進行の中で、保育所の需要が増える一方、市立幼稚園では園児数が年々減少し、本市が目指す集団教育に課題が生じてきました。

そこで、令和2年度から令和7年度までを計画期間とする「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」では、市立幼稚園について、こども園への再編に取り組むとともに、集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下になることが見込まれた場合、同一中学校区のこども園との統合を視野に検討することとしています。

この方針に基づき、大久保東幼稚園では、令和3年度に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となったことから、保護者等との協議を行い、令和6年度末で大久保こども園と統合することを決定しました。なお、決定にあたっては、保護者の要望を反映し、園児募集は最終年度まで実施することとしました。

2. 津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園の園児数の推移

市立幼稚園の園児数は年々減少し、令和6年度の園児数は、津田沼幼稚園及び屋敷幼稚園において、4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となりました。

そこで、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、同一中学校区のこども園との統合を視野に、そのあり方について検討・協議を開始します。

○津田沼幼稚園の園児数の推移（各年5月1日時点）

学 齢	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
4 歳児	34	30	24	19	14	12	10	7	9
5 歳児	43	34	32	20	20	15	14	12	9
計	77	64	56	39	34	27	24	19	18

○屋敷幼稚園の園児数の推移（各年5月1日時点）

学 齢	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
4 歳児	34	26	15	19	13	9	14	7	5
5 歳児	38	37	27	16	21	16	9	16	7
計	72	63	42	35	34	25	23	23	12

3. 今後の検討について

今後の両幼稚園の在り方について、それぞれの在園児の保護者との協議を開始し、具体的な手法に関しても意見交換を行っていきます。

また、地域に対しても、まちづくり会議等において保護者との協議状況を報告していきます。

保護者が未就園児の入園等を検討するための十分な周知期間を設ける必要があることから、本年12月までを目途に方針案を定め、あらためて教育委員会のご意見を伺ってまいります。

報告事項(4)

習志野市学びの多様化学校設置に向けた準備について

習志野市学びの多様化学校設置に向けた準備について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月22日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

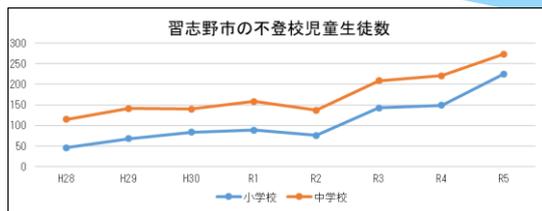
令和6年5月22日(水)
第5回教育委員会定例会

習志野市学びの多様化学校 設置に向けた準備について

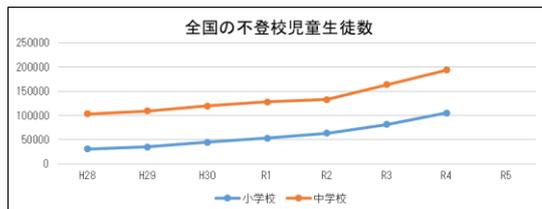
習志野市教育委員会
学校教育部指導課



習志野市の不登校児童生徒の状況



令和5年度に
大幅な増加



前年度から
5万人以上増加

習志野市の不登校児童生徒の状況

令和5年度 理由別不登校児童生徒の人数

※()内は前年度比

	小学校	中学校
学校に係る状況	14名(+7)	11名(±0)
家庭に係る状況	12名(+8)	3名(-3)
本人に係る状況	199名(+61)	259名(+55)
合計	225名(+76)	273名(+52)

3

本市における不登校児童生徒支援の取り組み



4

本市における不登校児童生徒支援の 取り組み

適応指導教室「フレンドあいあい」

- ・平成12年 習志野市適応指導教室開設
【平成12年9月1日時点の利用者数】
小学校2人 中学校 7人

5

本市における不登校児童生徒支援の 取り組み

適応指導教室「フレンドあいあい」



6

本市における不登校児童生徒支援の 取り組み

谷津公民館で実施した「あいあい広場」の様子



保護者が輪になっての交流の様子



子どもの活動の様子

(一部画像を加工しています)

7

本市における不登校児童生徒支援の 取り組み

適応指導教室「フレンドあいあい」

* 令和5年度 利用者数

小学校 36人

中学校 31人

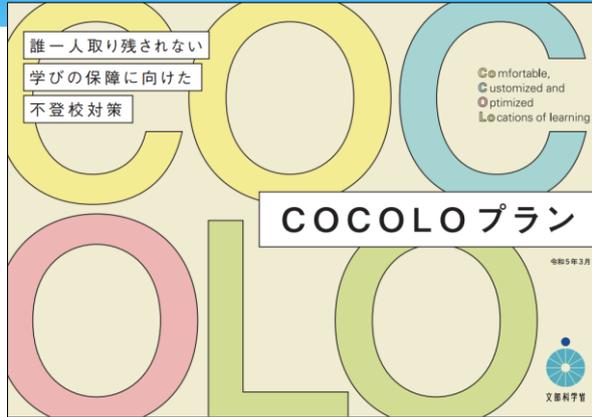
延べ利用者数

小学校 619人

中学校 1,008人

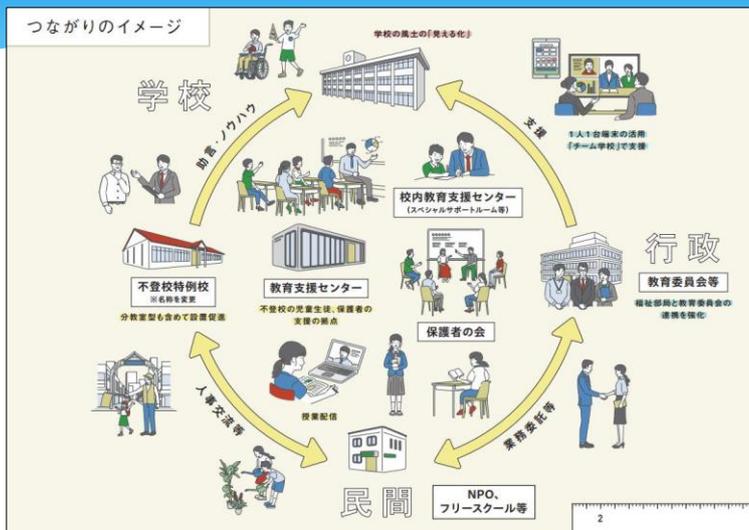
8

学びの多様化学校とは



※COCOLOとは Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning の略称

学びの多様化学校とは



学びの多様化学校とは

- * 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校

11

学びの多様化学校とは

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程(例)

(神奈川県大和市立地引台中学校分教室の日課表)

時間割表					
	月	火	水	木	金
	えん (9:15~9:30)				
1 (9:35~10:25)	スポーツ	社会	あーと	社会	数学
2 (10:35~11:25)	英語	英語	スポーツ	数学	社会
3 (11:35~12:25)	数学	理科	技術家庭	英語	国語
	昼食 休み (12:25~13:15)				
4 (13:15~14:05)	理科	あーと	探究	スポーツ	英語
5 (14:15~15:05)	国語	国語		理科	道徳
	いと (水: 14:05~14:15、他: 15:05~15:15)				
	ネバリの時間(水: ~14:45、他: ~15:45)				

12

学びの多様化学校とは

学校型

「〇〇学園」のように独立した一つの学校として指定するもの。



本校のみ

分教室型

一般の小・中学校を母体とする本校をもち、一部の学級のみを学びの多様化学校として指定するもの。



本校



分教室

学びの多様化学校とは

分教室型



学びの多様化学校とは

分教室型

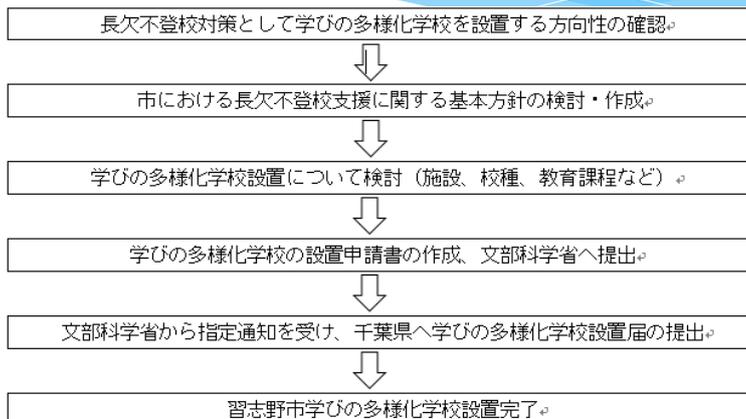
教室配置図



15

学びの多様化学校とは

設置までの流れ



16

報告事項(5)

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月22日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

報告事項(5)

放課後子供教室の運営状況 及び新規開設校について



令和6年5月22日(水)
習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課

1

1 放課後子供教室の運営状況

(1) 放課後子供教室の概要

- ・放課後や長期休業日(夏・冬・春休み)などに小学校等を活用して、子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。
- ・学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施し、児童が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、児童の健全な育成を図ることを目的に実施。
- ・習志野市では、計画に基づき令和2年度から令和6年度までに11小学校で、放課後子供教室を開設。
実施にあたっては、人材確保等の観点から民間委託により放課後児童会(学童)との校内交流型を原則とする。

2

対象児童

実施小学校に在籍する児童

※参加するには事前に登録が必要

実施日 月曜日～金曜日 **費用** 無料

休室日 土・日・祝日、学校閉庁日、年末年始

実施時間 月曜日～金曜日 放課後～午後5時
学校休業日 午前8時～午後5時
※11月から2月は午後4時30分まで

主な活動場所 余裕教室、特別教室、校庭、体育館 など

3

(2) 利用状況 (令和5年度) (人)

学校名	全児童数	登録人数	1日の平均参加人数 (R5.4月～R6.3月累計)
大久保東	429	280	24
東習志野	792	370	40
秋津	240	155	22
袖ヶ浦西	189	131	25
袖ヶ浦東	255	169	23
藤崎	580	315	29
屋敷	777	458	39
実花	645	358	44
向山	310	208	19
香澄	225	160	20
合計	4,442	2,604	登録率 58.6% (前年度比 +4.0%)

4

(3) 各子供教室の活動場所

学校	開設年度	児童数 (R6.4月時点)	主な活動場所
大久保東	R2	439	2階余裕教室
東習志野	R3	732	3階余裕教室、読書室、図書室
秋津		222	とんぼスペース(旧幼稚園施設)
袖ヶ浦西	R4	185	1階余裕教室
袖ヶ浦東		256	2階余裕教室
藤崎		561	1階家庭科室
屋敷	R5	767	1階図工室、2階視聴覚室
実花		617	1階PTA会議室、図工室
向山		327	旧幼稚園2階余裕教室、3階家庭科室
香澄		221	1階余裕教室
鷺沼	R6	707	2階図書室、3階家庭科室

5

(4) 満足度調査の結果

【調査期間】

令和5年10月6日～令和5年10月29日

10校 全児童数	回答数	回収率
4,456	1,282	28.8%

【主な調査内容】 ※数値は10校の平均値

◇お子様が安心して過ごせる場所ですか。

5段階評価(思う、まあまあ思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない)のうち「思う、まあまあ思う」の回答が95%

6

◇放課後子供教室の活動時間や内容はいかがですか。

5段階評価(とても満足、まあまあ満足、どちらともいえない、あまり満足していない、満足していない)のうち「とても満足、まあまあ満足」の回答が83%

◇放課後子供教室に参加してのお子様の変化を教えてください。(上位3項目)

- ・友達が増えた (40.9%)
- ・特になし (35.3%)
- ・興味・関心のあるものが増えた (33.6%)

◇放課後子供教室の魅力は何ですか。(上位3項目)

- ・学校内の安全な場所で過ごせること (79.8%)
- ・無料であること (63.4%)
- ・工作や遊びなどの体験ができること (31.9%)

7

満足度調査において頂いた意見と運営への反映

満足度調査で頂いた意見等は、放課後子供教室コーディネーター、学校教職員、放課後児童会関係者、市職員等で構成される放課後子供教室協議会にて、情報を共有するなどして運営に反映

学習に対する要望

- ・宿題をする時間を設けてほしい
- ・学習ができるスペースを確保してほしい



夏休み等の長期休業日には宿題の時間を設けること、複数の部屋で運営している子供教室においては、活動内容に応じて部屋を区分けするなどの工夫

8

職員に対する要望

- ・入退室管理をしっかりと行ってほしい
- ・社会的ではない児童については職員が積極的に会話するなど、間に入って楽しめるように配慮してほしい
- ・意地悪なことをした児童にはしっかりと注意してほしい
- ・トラブルがあった日は簡単なメモでもいいので報告してほしい



職員間で対応に差異が出ないように共有

プログラムについて

- ・学年に応じてプログラムの難易度を変えてほしい
- ・学校生活だけでは体験できないことを体験させたい
- ・外遊びを充実させてほしい



コーディネーターの研修会を実施し、各子供教室の取り組みを共有

9

<活動の様子>

◇学習・スポーツ活動



書初め



バスケ教室

◇制作活動



プラ板



壁画づくり

10

◇季節行事



夏祭り



ハロウィン

◇地域住民との交流活動



モルック



野球教室

◇体験活動



リクガメとのふれあい



サイエンスショー

◇その他（市主催行事への協力、避難訓練の実施）



旧大沢家・旧鶴田家の七夕飾り作成



避難訓練

2 令和6年度 新規開設校について

令和6年4月12日(金)

鷺沼小学校に放課後子供教室を開設

主な活動場所 2階図書室、3階家庭科室



13

◇未開設校の設置に向けて

今年度中に活動場所や環境整備等の開設に係る課題等について学校と協議し、次期子ども・子育て支援事業計画(令和7~11年度)に開設を位置づける

未開設校

津田沼・大久保・実籾・谷津・谷津南小学校



・津田沼、大久保、谷津南小学校

令和7年度に開設予定

今年度に保護者説明会の開催や事業者選定を実施

14

議案第16号

令和6年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

令和6年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約を別記のように制定する。

令和6年5月22日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

令和7年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものである。

令和6年度 教科用図書葛南東部採択地区協議会規約

(設置)

第1条 習志野市教育委員会及び八千代市教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）は、葛南東部採択地区内の市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「関係市小中義務教育学校」という。）において使用する教科用図書の採択について協議を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき教科用図書葛南東部採択地区協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。（別表1）

- (1) 関係市教育委員会の教育長
- (2) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する教育委員
- (3) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する指導行政担当者
- (4) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の校長
- (5) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市特別支援学級を設置する小中義務教育学校の校長
- (6) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の保護者等

2 委員の任期は、令和6年8月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、関係市教育委員会の教育長の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、会長が属する教育委員会の事務局に、事務局長、書記及び会計を置き処理する。

2 副会長が属する教育委員会に会計監査を置く。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ、これを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員一人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で決める。

4 この会議は、非公開とする。

(教科用図書選定の方法)

第8条 教科用図書の選定は、第10条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、会議において協議し、出席した委員全員の一致によって決する。

2 出席した委員全員の一致によって決しない場合には、別紙 1 の方法により選定する。

(選定した教科用図書の報告)

第 9 条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会及び千葉県教育庁葛南教育事務所長に対して、選定した教科用図書に関して報告するものとする。

(研究調査委員)

第 10 条 協議会に教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、別表 2 に掲げる研究調査委員を置く。

2 研究調査委員は関係市教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 研究調査委員長は種目ごとに委員の互選により定める。

4 研究調査委員は見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、研究調査委員長は会議に報告する。

(議事録等の公表)

第 11 条 会議の議事録及び前条第 4 項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

(費用の負担)

第 12 条 協議会に要する費用の負担は、関係市教育委員会の協議により決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 5 月 22 日から施行する。

(失効)

2 この規約は、令和 6 年 8 月 31 日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この規約の施行の日以後最初に招集される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、八千代市教育委員会教育長が招集する。

別表1 協議会の構成

単位：人

	習志野市	八千代市	計
教 育 長	1	1	2
教 育 委 員 代 表	1	1	2
指 導 行 政 担 当 者	1	1	2
校 長 会 代 表	1	1	2
特別支援学級設置校校長	1	1	2
保 護 者 等 の 代 表	1	1	2
合 計	6	6	12

別表2 研究調査委員の構成

単位：人

	種目	習志野市	八千代市	計
1	中学校国語	2	2	4
2	中学校書写	2	2	4
3	中学校社会（地理的分野）	2	2	4
4	中学校社会（歴史的分野）	2	2	4
5	中学校社会（公民的分野）	2	2	4
6	中学校地図	2	2	4
7	中学校数学	2	2	4
8	中学校理科	2	2	4
9	中学校音楽（一般）	2	2	4
10	中学校音楽（器楽合奏）	2	2	4
11	中学校美術	2	2	4
12	中学校保健体育	2	2	4
13	中学校技術・家庭（技術分野）	2	2	4
14	中学校技術・家庭（家庭分野）	2	2	4
15	中学校英語	2	2	4
16	中学校道徳	2	2	4
17	特別支援教育	2	2	4
	合 計	34	34	68

(参考) 教科書採択のスケジュール

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条による

種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

①文部科学省検定済教科書 … 4年ごとに実施（検定→採択→使用の開始順で行う）

②特別支援学級等で使われる一般図書 … 毎年実施
（児童生徒の状況に応じて、適切な教科書を選ぶため）

区分 \ 年度（西暦）		R 5	R 6	R 7	R 8
		(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
小学校	検 定				◎
	採 択	△			
	使用開始		○		
中学校	検 定				
	採 択		△		
	使用開始			○	
特別支援 (一般図書)	採 択	◇	◇	◇	◇

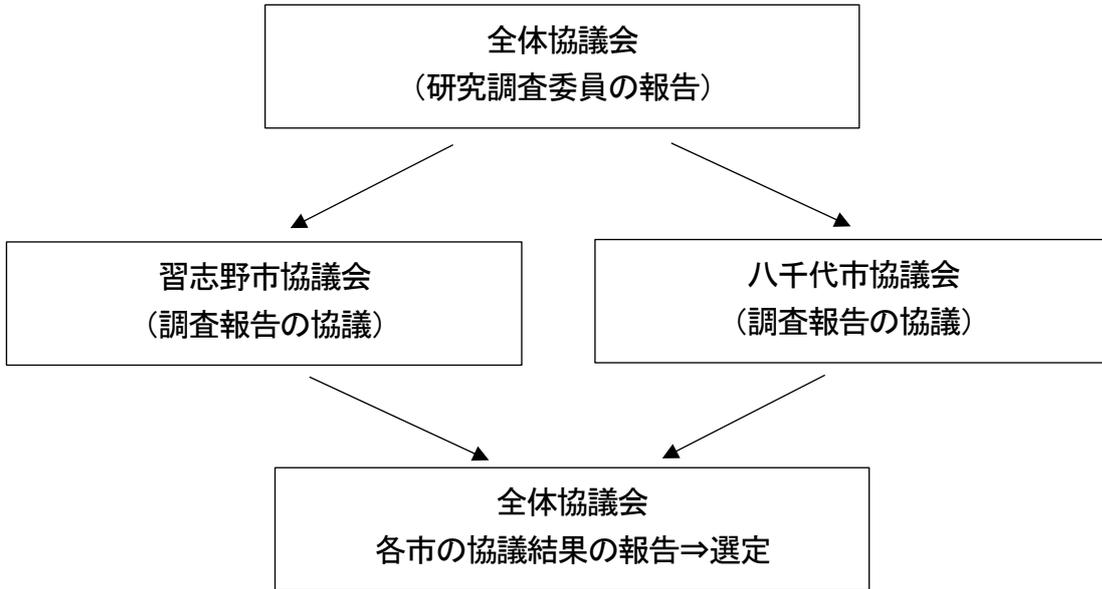
◎：文部科学省による検定

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

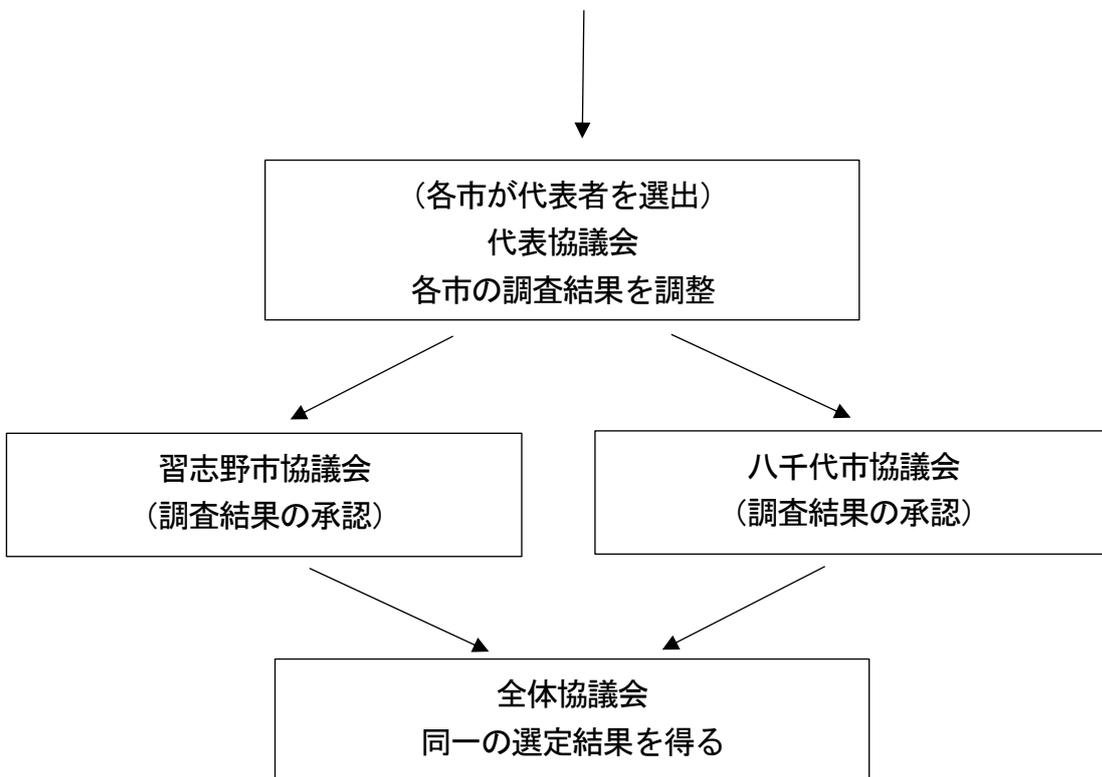
○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◇：特別支援用一般図書の採択年度（次年度に使用開始）

別紙 1



※ 二市の選定結果が異なった場合の調整方法



議案第19号

令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定
について

令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項を別記のように制定する。

令和6年5月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。

令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項

第1 募集定員

全日制の課程	普通科	240名
	商業科	80名

第2 一般入学者選抜

普通科、商業科において、期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

1 応募資格

本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年習志野市教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第2条に規定する通学区域に居住し、かつ、次の（1）、（2）又は（3）に該当する者

- （1）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- （2）中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- （3）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者

2 期待する生徒像

（1）全日制の課程（普通科）

基本的な生活習慣が身につけており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができること。
- イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。
- ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

（2）全日制の課程（商業科）

基本的な生活習慣が身につけており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習や資格取得に積極的な姿勢で取り組むことができること。
- イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書等

(2) 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和7年2月4日(火曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和7年2月5日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和7年2月6日(木曜日)	午前9時から正午まで

(3) 提出先

習志野市立習志野高等学校長

4 志願又は希望の変更

(1) 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

(2) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和7年2月12日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和7年2月13日(木曜日)	午前9時から午後4時まで

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。

ア 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず習志野市立習志野高等学校を新たに志願しようとする者

イ 習志野市立習志野高等学校に出願している者で、志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間

提出期間及び受付期間	受付時間
令和7年2月12日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和7年2月13日(木曜日)	午前9時から午後4時まで

6 優先入学について

普通科にあっては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和7年3月卒業見込みの者を優先とする。

7 検査の期日

令和7年2月18日（火曜日）及び2月19日（水曜日）

8 検査の内容

(1) 第1日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

(2) 第2日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教科	時間	配点
理科・社会	各教科50分	各教科100点

イ 学校設定検査

検査内容については別に定める。

9 追検査

(1) 提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

(2) 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和7年2月21日（金曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和7年2月25日（火曜日）	午前9時から正午まで

(3) 提出先

習志野市立習志野高等学校長

(4) 検査の期日

令和7年2月27日（木曜日）

10 選抜方法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(2) 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

11 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和7年3月4日（火曜日）午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

12 第2次募集等

(1) 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(2) 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める者のうち、次のア、イに該当しない者

ア 令和7年度公立高等学校入学許可候補者となっている者

イ 千葉県内に所在する私立高等学校の令和7年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和7年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(3) 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

ア 提出書類

「第2 一般入学者選抜」の3の(1)に定めるところによる。

イ 提出期日、受付時間

提出期日	受付時間
令和7年3月7日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出先

習志野市立習志野高等学校長

(4) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

イ 受付期日及び受付時間

受付期日	受付時間
令和7年3月10日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで

(5) 検査の期日

令和7年3月12日(水曜日)

(6) 検査の内容

面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査

(7) 選抜方法

ア 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

イ 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明す

るために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

(8) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和7年3月14日(金曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

中国等帰国生徒に対して、一般入学者選抜の募集人員の一部について、特別に入学者の選抜を行う。

1 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める資格を有する者で、かつ、保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、帰国して3年以内の者

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。

2 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

(2) 提出期間、受付時間及び提出先

「第2 一般入学者選抜」の3の(2)及び(3)に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

「第2 一般入学者選抜」の4に定めるところによる。

4 入学願書等の提出期間等の特例

「第2 一般入学者選抜」の5に定めるところによる。

5 検査の期日

令和7年2月18日(火曜日)

6 検査の内容

面接及び作文

7 追検査

「第2 一般入学者選抜」の9に定めるところによる。

8 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第2 一般入学者選抜」の11に定めるところによる。

第4 その他

その他については、「令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。なお、不明な点がある場合は、習志野市教育委員会学校教育部学務課に問い合わせること。

習志野市教育委員会学校教育部 学務課 047(451)1133

令和7年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の主な変更点

令和6年度	令和7年度																
<p>第2 一般入学者選抜</p> <p>1 応募資格</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者</p>	<p>第2 一般入学者選抜</p> <p>1 応募資格</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者</p>																
<p>3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>(2) 提出期間及び受付時間</p> <table border="1" data-bbox="165 671 1021 834"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月 6日(火曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月 7日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月 8日(木曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間	受付時間	令和6年2月 6日(火曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月 7日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月 8日(木曜日)	午前9時から正午まで	<p>3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>(2) 提出期間及び受付時間</p> <table border="1" data-bbox="1142 671 1998 834"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年2月 4日(火曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月 5日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月 6日(木曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間	受付時間	令和7年2月 4日(火曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和7年2月 5日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和7年2月 6日(木曜日)	午前9時から正午まで
提出期間	受付時間																
令和6年2月 6日(火曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和6年2月 7日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和6年2月 8日(木曜日)	午前9時から正午まで																
提出期間	受付時間																
令和7年2月 4日(火曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和7年2月 5日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和7年2月 6日(木曜日)	午前9時から正午まで																
<p>4 志願又は希望の変更</p> <p>(2) 受付期間及び受付時間</p> <table border="1" data-bbox="165 959 1021 1078"> <thead> <tr> <th>受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月 14日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月 15日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期間	受付時間	令和6年2月 14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月 15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで	<p>4 志願又は希望の変更</p> <p>(2) 受付期間及び受付時間</p> <table border="1" data-bbox="1142 959 1998 1078"> <thead> <tr> <th>受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年2月 12日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月 13日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期間	受付時間	令和7年2月 12日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和7年2月 13日(木曜日)	午前9時から午後4時まで				
受付期間	受付時間																
令和6年2月 14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和6年2月 15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで																
受付期間	受付時間																
令和7年2月 12日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和7年2月 13日(木曜日)	午前9時から午後4時まで																
<p>5 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間</p> <table border="1" data-bbox="165 1222 1021 1342"> <thead> <tr> <th>提出期間及び受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月 14日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月 15日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間及び受付期間	受付時間	令和6年2月 14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月 15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで	<p>5 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間</p> <table border="1" data-bbox="1142 1222 1998 1342"> <thead> <tr> <th>提出期間及び受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年2月 12日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月 13日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間及び受付期間	受付時間	令和7年2月 12日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和7年2月 13日(木曜日)	午前9時から午後4時まで				
提出期間及び受付期間	受付時間																
令和6年2月 14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和6年2月 15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで																
提出期間及び受付期間	受付時間																
令和7年2月 12日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和7年2月 13日(木曜日)	午前9時から午後4時まで																

令和6年度	令和7年度												
7 検査の期日 令和6年2月20日(火曜日)及び2月21日(水曜日)	7 検査の期日 令和7年2月18日(火曜日)及び2月19日(水曜日)												
9 追検査 (2)提出期間及び受付時間	9 追検査 (2)提出期間及び受付時間												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月26日(月曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月27日(火曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間	受付時間	令和6年2月26日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月27日(火曜日)	午前9時から正午まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年2月21日(金曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月25日(火曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間	受付時間	令和7年2月21日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和7年2月25日(火曜日)	午前9時から正午まで
提出期間	受付時間												
令和6年2月26日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで												
令和6年2月27日(火曜日)	午前9時から正午まで												
提出期間	受付時間												
令和7年2月21日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで												
令和7年2月25日(火曜日)	午前9時から正午まで												
(4)検査の期日 令和6年2月29日(木曜日)	(4)検査の期日 令和7年2月27日(木曜日)												
11 入学許可候補者の発表の日時及び場所 令和6年3月4日(月曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校	11 入学許可候補者の発表の日時及び場所 令和7年3月4日(火曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校												
12 第2次募集等 (3)提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先 イ 提出期日、受付時間	12 第2次募集等 (3)提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先 イ 提出期日、受付時間												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年3月7日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期日	受付時間	令和6年3月7日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年3月7日(金曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期日	受付時間	令和7年3月7日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで				
提出期日	受付時間												
令和6年3月7日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで												
提出期日	受付時間												
令和7年3月7日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで												
(4)志願又は希望の変更 イ 受付期間及び受付時間	(4)志願又は希望の変更 イ 受付期間及び受付時間												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受付期日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年3月8日(金曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期日	受付時間	令和6年3月8日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受付期日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年3月10日(月曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期日	受付時間	令和7年3月10日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで				
受付期日	受付時間												
令和6年3月8日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで												
受付期日	受付時間												
令和7年3月10日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで												
(5)検査の期日 令和6年3月12日(火曜日)	(5)検査の期日 令和7年3月12日(水曜日)												
(8)入学許可候補者の発表の日時及び場所 令和6年3月14日(木曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校	(8)入学許可候補者の発表の日時及び場所 令和7年3月14日(金曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校												
第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 5 検査の期日 令和6年2月20日(火曜日)	第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 5 検査の期日 令和7年2月18日(火曜日)												